

## 障害者が地域で普通に暮らすとは 障害保健福祉部企画課長補佐 熊木 正人

### 障害者自立支援法の目指すこと

障害保健福祉部のメインの仕事は、昨年4月に施行された障害者自立支援法を運用することです。障害者自立支援法は、「障害があっても地域で普通に暮らせること」を目指して、一昨年の11月に成立しました。障害者の就労支援や地域生活への移行のための仕組みが色々と盛り込まれています。

実は全国の障害福祉サービスは、残念ながら十分な状況であるとはいえません。数年前の調査になりますが、知的障害者や精神障害者のためのホームヘルプ事業は、半数の市町村で実施すらされていないという状況がありました。

このため、サービスを利用しやすくしようと、平成15年4月には「支援費制度」が始まり、利用者は契約によりサービスを選択することができるようになりました。この結果、サービス量が飛躍的に拡大したのですが、今度は、それを支える財源が追いつかないという問題が発生しました。



打ち合わせ風景  
「課長、まじめな話をしているときに割り込まないでください。」  
(筆者は右から2人目)

### 障害者自立支援法の制定

そこで、国の負担をそれまでの「裁量的経費」から「義務的経費」に変え、サービスが拡大してもきちんと国が費用を支払う仕組みにすると同時に、利用者にも原則1割の負担を導入することとしました。このように制度を皆で支えることで、財源は安定し、サービスを伸ばしていくことが可能となります。

また、こうして利用者負担をいただく中で、サービスの質を向上させることも目指しています。それまでの利用者負担はほとんど無料だったのですが、それではサービスの質に対してあまり文句をいえないという側面があります。

もちろん、利用者負担が高すぎるのでは、サービスを受けられなくなってしまいます。このため、1割負担を原則としつつも、所得に応じて上限額を設けるなど、ほかの、例えば高齢者介護保険制度などと比べても負担を低く抑えています。それでも、これまで無料だったことからすると、この負担は厳しいという声が法施行後もありました。このため、平成20年度まで特別対策を講じることとし、通所・在宅サービス利用者の利用者負担上限額を更に4分の1に軽減するなどの措置を講じています。

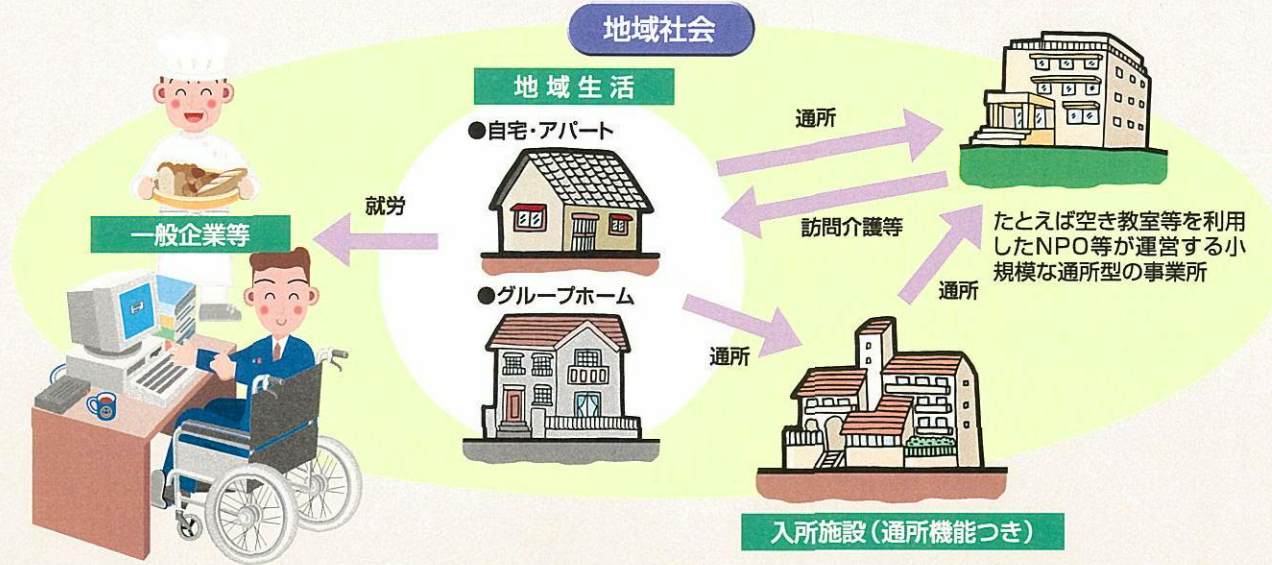
### 例えば就労支援

もちろん、このほかにも、障害者自立支援法は、さまざまな措置を講じています。例えば、就労を支援するためのサービスを新しく法定化したのもその例です。皆さんは障害のある方がどのくらい働けるかご存じないかもしれません。最近、自立支援法が制定され、障害者雇用促進法も改正される中で、「あんなに重度の人がここまで働けるのか」

### 障害者自立支援法の基本的な考え方

#### ～自立と共生の地域社会づくり～

- 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- 地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支え合うまちづくり



という例を見ることができるようになってきました。それでも、まだまだこうしたことは、一般の方の共通認識になっているとはいええないと思います。民間企業の人、福祉施設の職員さんも、そして家族でさえ、一般的には障害者が企業で戦力になるとは思ってもみないのではないのでしょうか。

でも、我々は知っています。それはやり次第だということ。だから、「障害者が地域で普通に暮らせる社会を作る」というのは、大げさに言えば、それが可能だと知っている我々の責任だと思っています。もちろん、世の中を変えていくという作業は、ねばり強く人に理解してもらうことも必要で、そう簡

単なことではありません。ですから、やる気のある優秀な方には是非来ていただきたいと思います。そして一緒に時代を変えていきませんか？

### 「障害者自立支援法」のポイント

現状	法律による改革
<b>障害者施策を3障害一元化</b> ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外) ・実施主体は都道府県、市町村に二分化	○3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に ○市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ
<b>利用者本位のサービス体系に再編</b> ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系 ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離	○33種類に分かれた施設体系を8つの事業に再編。 あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や 重度の障害者を対象としたサービスを創設 ○規制緩和を進め既存の社会資源を活用
<b>就労支援の抜本的強化</b> ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所 ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%	○新たな就労支援事業を創設 ○雇用施策との連携を強化
<b>支給決定の透明化、明確化</b> ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない ・支給決定のプロセスが不透明	○支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)を導入 ○審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化
<b>安定的な財源の確保</b> ・新規利用者は急増の見込み ・不確実な国の費用負担の仕組み	○国の費用負担の責任を強化(費用の1/2を負担義務化) ○利用者も成分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

自立と共生の社会を実現  
障害者が地域で普通に暮らせる社会に

### 障害者自立支援法前の課題

支援費制度の施行(15年4月～)により新たにサービス利用者が増え、地域生活支援が前進

しかし

- 大きな地域格差(全国共通の利用のルールがない、地域におけるサービス提供体制が異なる、市町村の財政力格差)
- 新たな利用者の急増に伴い、サービス費用も増大。今後も利用者の増加が見込まれる中、現状のままでは制度の維持が困難。
- 障害種別ごとに大きなサービス格差、制度的にも様々な不整合、精神障害者は支援費制度にすら入っていない
- 働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない

障害者が地域で普通に暮らせるための基盤が十分整備されていない